

鳥取県管工事業協会東部支部運用規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 支部は、管内地域における管工事の適正な施工の確保及び管工事業者の経営の改善を図り、もって管工事業の健全な発展と地域住民の生活環境の改善に資することにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、一般社団法人鳥取県管工事業協会（以下「協会」という。）と連携し活動する。

(名称及び管内地域)

第2条 名称は、鳥取県管工事業協会東部支部（以下「支部」という。）と称し管内地域は鳥取市・岩美郡・八頭郡とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所を、鳥取市におく。

(事 業)

第4条 支部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域内の管工事業に関する調査、研究、審議及び協会への建議具申
- (2) 協会の運営方針に基づく事項の協力・処理
- (3) 協会事業の推進
- (4) 前各号に付帯する一切の業務

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この支部の会員は、次の2種とし、管内地域の会員を以って組織する。

- (1) 正 会 員 管工事業を営む者で、この支部の目的に積極的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この支部の目的に賛同し、この支部の事業に協力しようとする個人又は団体

(入 会)

第6条 この支部の会員になろうとする者は、入会申込書（様式1）を支部長に提出して、入会の申し込みを行い、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 入会に必要な事項は、評議員会の決議を経て、支部長が別に定める。

(会 費)

第7条 会員は総会において定める会費「別表1支部会費」を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は退会届(様式2)を支部長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規程その他の規則に違反したとき。
- (2) この支部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までにその旨を当該会員に通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 支部長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員及び会計監事(以下「役員」という。)の選任又は解任
- (3) 会費の額
- (4) 支部運用規程の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又は支部運用規程で定められた事項

(開 催)

第13条 この支部の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会の決議により、支部長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集について請求があったときは、支部長は臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの支部運用規程に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 会計監事の解任

(3) 支部運用規程の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を支部長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しな

なければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上がこれに記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定及び選任)

第20条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 評議員 5名以上7名以内(支部長・副支部長を含む)
- (4) 会計監事 2名

- 2 評議員及び会計監事は総会において選任する。
- 3 支部長は評議員の互選による。
- 4 副支部長は、評議員のうちから支部長の推薦による。
- 5 評議員は協会理事候補として推薦する。
- 6 会計監事のうち1名は、協会監事として推薦する。
- 7 役員に欠員を生じたときは、評議員会において後任を選任することができる。

(任期)

第21条 役員任期は就任の日から2事業年度経過後の定時総会終了のときまでとする。ただし、後任として選任された役員任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(職務)

第22条 支部長は支部を代表し、支部に属する会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は、支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 評議員は評議員会を構成し、支部会務の執行を決定する。
- 4 会計監事は支部会計の監査を行う。

第5章 評議員会

(構成)

第23条 この支部に、すべての評議員で構成する評議員会を置く。

(権限)

第24条 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この支部の業務執行の決定
- (2) 支部長、副支部長の選定及び解職
- (3) その他この支部運用規程で定められた事項

(招 集)

第25条 評議員会は、支部長が招集する。

(議 長)

第26条 評議員会の議長は、支部長とする。

(決 議)

第27条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中より選出された議事録署名人2人がこれに記名押印する。

第6章 委 託

(委 託)

第29条 支部の事務を処理するため、事務処理を協会に委託する。

- 2 委託する事務の内容、委託額については、協会と協議して決定する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この支部の事業計画及び収支予算については、支部長が作成し、評議員会の承認を経て、定時総会に提出し、決議を得るものとする。
これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 この支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が作成し、会計監事の監査を受けた上で、評議員会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第33条 支部の資産は支部長が管理し、管理方法は評議員会の決議により定める。

第8章 旅 費

(旅費等)

第34条 支部会員の旅費等に関しては、「別表2旅費規程」による。

2 その他については、支部長決済とする。

第9章 弔 慰

(弔 慰)

第35条 支部会員の弔慰に関しては、「別表3弔慰規程」による。

第10章 規程の変更

(規程の変更)

第36条 支部運用規程は第1条の目的に抵触しない範囲において、総会の決議により変更することができる。

第11章 雑 則

(残余財産)

第37条 支部が解散した場合の残余財産の処分は評議員会の決議を経て別に定める。

(委 任)

第38条 この規程の施行について必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「別表1 支部会費」

東部支部会費

区 分	会 費 の 年 額	備 考
Aクラス	54,000円 (月額4,500円)	
Bクラス	36,000円 (月額3,000円)	
Cクラス	18,000円 (月額1,500円)	
賛助会員	10,000円	

クラス別は、県及び鳥取市の管工事格付けを基準とする。

「別表 2 旅費規程」

東部支部旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、東部支部会員の出張その他による旅費に関する事項を定める。

(旅費の定義)

第 2 条 この規程の旅費とは、交通費・宿泊費・日当をいう。

(交通費の支給)

第 3 条 交通費は、鉄道及び船等の交通機関の経済的・常識的な順路によって支給する。

2 鉄道の特急列車は、特急料金と普通指定席の料金を支給する。

(県外出張旅費)

第 4 条 県外出張についての交通費、宿泊費、日当は次のとおりとする。

鉄道賃	航空機	船 賃	車 賃	宿泊費	日 当
実 費 3 条による	実 費	実 費 3 条による	実 費	12,000 円	1 日に付き 5,000 円

* 車中泊の場合は、所定宿泊費の半額を支給する。

(県内出張)

第 5 条 県内出張については、JR 普通運賃の往復料金を支給する。

(その他)

第 6 条 その他、定めのない事項については、支部長決済とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

「別表3 弔慰規程」

東部支部 弔慰規程

第1条 本会正会員の弔慰に関しては次のように取扱う。

- (1) 会員各店の代表者が死亡したとき
香典 20,000円及び供花を贈る
- (2) 会員各店の代表者に準ずる者が死亡したとき
香典 10,000円及び供花を贈る
- (3) 会員各店の代表者の家族（1親等以内）が死亡したとき
香典 10,000円及び供花を贈る
- (4) 賛助会員及びその他の場合は、支部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

入 会 申 込 書

年 月 日

鳥取県管工事業協会東部支部
支部長 様

郵便番号
住所
会社名
代表者
電話番号
ファックス番号
メールアドレス

印

私は、鳥取県管工事業協会東部支部の趣旨及び目的に賛同し、
(正会員・賛助会員)として入会を申し込みます。

(推 薦 者)

会社名

氏 名

印

(様式2)

退 会 届

年 月 日

鳥取県管工事業協会東部支部
支部長 様

会 社 名

代 表 者

印

私は、都合により鳥取県管工事業協会東部支部を退会します。